

定 款

特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会

特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区日本橋小伝馬町13番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、環境問題と災害が深刻化する社会状況の中で、企業、地域社会、市民に対して木材の廃棄物取扱ルール・リサイクル・環境保全の普及啓発に関する事業を行い、循環型社会形成の推進に寄与するとともに災害救援活動を行い、もって国民経済の発展、地球環境の保全等、公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 木材資源等の再利用に関する出版物、ホームページ等による普及啓発事業
- (2) 木材資源等の再利用に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演等の開催事業
- (3) 木材資源等の再利用に関する技術及び法案整備のための調査、研究事業
- (4) 木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業
- (5) 木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助に関する事業

(6) 災害救援に関する事業

(7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は次のその他の事業を行う。

(1) 広告掲載事業

(2) 物品の販売事業

(3) 経営活動に関するコンサルティング事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(3) 物流会員 この法人の目的に賛同して入会した木材資源の物流を業とする個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は、会員として入会しようとするものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金、会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上16名以内
- (2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち理事長1名を定め、その他副理事長8名、専務理事1名を置くことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長、専務理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、専務理事は法人内外業務を掌る。

3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長、専務理事がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会

を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 削除

(名誉会長及び顧問)

第21条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱することとし、通年にわたりこの法人の第5条に掲げる事業の企画、運営に参画し、専門アドバイスを行うことができる。

3 名誉会長及び顧問はそれぞれ1名以内とし、その任期は、委嘱を受けた日から2年とする。

第4章総会

(種別)

第22条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条においても同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。

- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 解散における残余財産の帰属先
- (10) 会員の除名
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 定時総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法若しくはFAXにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につ

いて、書面、電磁的方法若しくはFAXをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはFAX表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事からの招集請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法若しくはFAXにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法若しくはFAXをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはFAX表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印

又は署名しなければならない。

第6章資産

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計及びその他の事業に係る事業会計の2種とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第48条 削除

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない、

第8章定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届けなければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会において出席した正会員の過半数をもって決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを

定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立した日から施行する。 平成16年3月18日
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	50,000円	賛助会員（個人）	10,000円
	正会員（団体）	200,000円	賛助会員（団体）	50,000円
(2) 年会費	正会員（個人）	24,000円	賛助会員（個人）	14,000円
	正会員（団体）	120,000円	賛助会員（団体）	70,000円
- 7 平成22年3月16日改正 役員の種類及び定数
- 8 平成23年8月26日改正

名誉会長及び顧問	第21条第3項	定数及び任期
事業年度	第45条	事業年度の変更
- 9 第45条の規定にかかわらず、平成23年1月1日から始まる事業年度については、平成23年8月31日までとし、平成23年9月1日から始まる事業年度は、平成24年3月31日までとする。
- 10 平成23年4月1日からの入会金および会費については、附則6にかかわらず、別に定める「入会金及び会費規程」及び「地域協会会費規程」による。
- 11 平成27年9月7日改正 第26条、第30条、第31条、第35条、第38条、第39条 通知及び表決方法の追加
- 12 平成28年8月24日改正 第6条 物流会員の追加 第20条 削除 第30条3項 適用条文の追加 第12条、第24条、第40条、第46条、第47条、第48条、第50条、第52条、第53条及び第54条 特定非営利活動促進法改正に伴う変更 章番号の訂正 該当条文の訂正 表記の統一
- 13 平成29年5月19日改正 第6条 物流会員の定義の変更
- 14 平成30年9月21日改正 第16条 役員の伸長規定の追加 第56条 特定非営利活動促進法改正に伴う変更

- 15 令和元年8月7日改正 第4条 文言の修正 第5条 文言の修正 第15条
監事の理事会招集請求の追加 第16条 役員の短縮規定の追加 項番号の変更
第34条 該当条文番号の訂正 第37条 文言の修正
- 16 令和2年8月17日改正 第3条 文言の修正 第34条 理事会の開催時期
- 17 令和4年5月26日改正 第2条 事務所の変更
- 18 令和 年 月 日改正 第3条 災害救援活動の追加 第4条 災害救援活動の追加
第5条 災害救援に関する事業の追加

【附則2別表】

全国木材資源リサイクル協会連合会

設立当初の役員名簿

理事	彦坂武功
理事	山口昭彦
理事	鷹野賢次郎
理事	佐藤光利
理事	鈴木 隆
理事	黒川隆之
理事	石田信正
理事	船越 登
理事	田中一正
理事	荒川洋二
理事	中山 稔
監事	石田正四郎

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

1 事業実施の方針

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて様々な取り組みが進んでいる。昨年、FIT・FIP制度でライフサイクルGHGの導入があり、バイオマス発電所においてCO2削減の目標が定められた。燃料を供給する当団体においても、そのための適切な情報提供が求められる。同じく昨年、再資源化事業等の高度化に関する法律も成立し、資源循環業界は新たなステージに踏み出す環境が整いつつある。さらに、SAFなど木質資源の新たな活用も検討されており、その対応にも留意しなければならない。

令和7年度は、こうした現下の動きとともに、来年の廃棄物処理法の見直しを見据えて、関係業界から資源循環業界に求められている事項に応えるため、具体的な提案をしていくことも課題である。そのためには、会員の現場の声を活かしていくことが必要である。さらに、能登半島地震の広域処理の動きに即応して、木質資源リサイクルを進める団体として復興支援に向けた取組を進めていくが、そのための必要な条件を整えていく必要がある。

令和7年度事業においては、これらの課題に取り組むため、引き続き広い視野に立って「構想を提案する団体」として循環型社会形成の推進に寄与していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 88,050 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1. 木材資源等の再利用に関する出版物、ウェブサイト等による普及啓発事業	◇ホームページ等の活用 通常総会、木質資源安定供給検討会などの資料やそこで交わされた意見を適切に情報提供する。地域協会コーナーやFIT関連の事項などを情報提供手段として有効に活用する。また、きめ細かな情報の更新に努めていく。	通年	全国	4人	会員及び木材リサイクル関連企業、エコに関心ある市民、木材の再利用およびカーボンニュートラルに関心のある民間企業		
	◇広報誌の発行 「連合会通信」を原則として毎月発行し、全木リ連及び各地域協会の活動状況や今後の予定などを知らせる。	原則毎月				約100人	1,745
	◇関係会議や講習会などへの参加 有用な講習会等へ積極的に参加して情報収集に努め、得た情報を適切に提供する。	適時					

2. 木材資源等 の再利用に する環境保 全の促進、 センター、 ベンチ、ム ジウ等の開 催事業	◇木材リサイクルの推進に向けたセミナー・講演会等の開催 課題に即した講演会の開催、東京ビッグサイトで開催される「エコプロ2025」への出展のほか、効果あるイベントに積極的に出展する。 ◇社会貢献・CSR活動 あらゆる機会を捉え、連携の場を設け、関係機関との連携を図る。また、連合会や地域協会、会員企業が市民に意義と連合会等の活動をPRするため、様々な広報媒体を活用する。	エコプロ 12月 適時	東京 全国	12人	エコに関する 心のある学 市民、企業 関係者 会員及び 木材リサ イクル業 連エある 心ある市 民、再利 用カーニ ャーの心 民間企業	約300人	1,533
3. 木材資源等 の再利用に する技術及 び整備調査 の法整備調 査、研究事業	◇木質リサイクルチップの品質向上と安定供給のための調査 ・木質バイオマス需要調査 ・木質チップ等生産会員実態調査 ・地域別木質チップ市場価格実勢調査 ・適合チップ認定制度 ・品質調査・分析(共販事業) ◇調査及び広報活動推進委員会の定期的開催 各種調査の実施、課題の把握、広報手段の研究、先進事例の視察等を検討する。また、リモート会議を活用し、きめ細かな開催に努める。 ◇国への要望 木質資源のリサイクルに 関して、廃棄物の適正処 理、再生可能エネルギー の活用、円滑な事業推進 や木質チップの需給等の 課題解決のために、必要 な法制度の改善や運用の 見直しについて、連合会 と関係省庁へ効果的 な要望を行うため、要望 事項について検討する。 ◇再生可能エネルギー固 定価格買取制度 (FIT・ FIP 制度) への対応 平成24年8月に連合会が 「自主行動規範」を策定	7月下旬 7月下旬 11月 通年 7月 通年	全国 東京 東京 リモート	4人 16人 9人 30人	会員及び 木材リサ イクル業 連エある 心ある市 民、行政 、木材の 利用カー ニャーの 心民間企業	約450人 約230人 約240人	1,743

	し、認定の事業者および資源利用等に関する事業の推進を図るための関係機関との連携を強化する。また、木材資源の有効活用を図るため、木材資源の利用促進を図る。							
4. 木材資源等 の再利用環境 の提供事業	◇木質資源安定供給検討会の開催 国への要望の回答のほかに、木材資源の現状等を調査し、木材資源の確保や木材資源の安定供給について検討を行う。	12月	東京	4人	会員及び木材関係者、民間企業など約100人	約100人	1,270	
5. 木材資源等 の活用に関する 事業	◇各地域協会との連携 各地域協会の活動に積極的に参加し、地域間の情報交換を図る。 ◇寄付金の募集 各位には、日頃かから協力をいただき、引き続き団体として活動を深めたいと考えている。このため、今年度は、前年度より、寄付金を募りたいと考えている。目標金額は、前年度の360万円から400万円に設定している。	適時 適時	全国 東京 東京	 4人	会員及び木材関係者、民間企業など約100人	約100人	1,230	
6. 災害救援に 関する事業	◇能登半島地震の公費処理 石川県、珠洲市、輪島市の被災地において、木材資源の有効活用を図るため、木材資源の利用促進を図る。	1月17日 契約2月受入開始 秋頃まで	東京	11人	石川県・珠洲市・輪島市関係者	約80人	80,529	

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
広報費事業 新卒の販売事業 経営者向け講座 オンラインセミナー事業	実施の計画等ありません				0

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

1 事業実施の方針

令和7年は再資源化事業等の高度化に関する法律が施行し、資源循環業界は新たなステージに踏み出す環境が整いつつある。さらに、SAFなど木質資源の新たな活用も検討されており、その対応にも留意しなければならない。

令和8年度は、こうした現下の動きとともに、廃棄物処理法の見直しを見据えて、関係業界から資源循環業界に求められている事項に応えるため、会員の現場の声を活かして具体的な提案をしていくことも課題である。さらに、地震や豪雨等の災害が頻発している状況から、これまでの経験をもとに復興支援の効果的なあり方も検討していく必要がある。

令和8年度事業においては、これらの課題に取り組むため、引き続き広い視野に立って「構想を提案する団体」として循環型社会形成の推進に寄与していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 8,188】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1. 木材資源等の再利用に関する出版物、ホームページ等による普及啓発事業	◇ホームページ等の活用 通常総会、木質資源安定供給検討会などの資料やそこで交わされた意見を適切に情報提供する。地域協会コーナーやFIT関連の事項などを情報提供手段として有効に活用する。また、きめ細かな情報の更新に努めていく。	通年	全国	4人	会員及び木材リサイクル関連企業、エコに関心ある市民、木材の再利用およびカーボンニュートラルに関心のある民間企業		1,655
	◇広報誌の発行 「連合会通信」を原則として毎月発行し、全木連及び各地域協会の活動状況や今後の予定などを知らせる。	原則毎月					
	◇関係会議や講習会などへの参加 有用な講習会等へ積極的に参加して情報収集に努め、得た情報を適切に提供する。	適時					
2. 木材資源等の再利用に関する環境保全のためのイベント、セミナー、シンポジウム、講演等の開催事業	◇木材リサイクルの推進に向けたセミナー・講演会等の開催 課題に即した講演会の開催、東京ビッグサイトで開催される「エコプロ2026」への出展のほか、効	エコプロ12月	東京	12人	エコに関する市民、学生、企業関係者	約300人	1,443

	果あるイベントに積極的に出展する。 ◇社会貢献・CSR活動 あらゆる機会を捉え、連携を促進する。また、連合会や地域協議会、会員企業が市民に意をPRするため、様々な広報媒体を活用する。	適時	全国		会員及び木材リサイクル企業、関係市町村の再利一ボニラ心民間企業		
3. 木材資源等 の再利用に する技術及 法整備の調 査、研究事 業	◇木質リサイクルチップの品質向上と安定供給のための調査 ・木質バイオマス需要調査 ・木質チップ等生産会員実態調査 ・地域別木質チップ市場価格実勢調査 ・適合チップ認定制度 ・品質調査・分析(共販事業) ◇調査及び広報活動推進委員会の定期的開催 各種調査の実施、課題の把握、広報手段の研究、先進事例の視察等を検討する。また、リモート会議を活用し、きめ細かな開催に努める。 ◇国への要望 木質資源のリサイクルに際して、廃棄物の適正処理、再生可能エネルギーの活用、円滑な供給等の課題解決のために、必要の法制度の改善や運用の見直しについて、連合会的な関係省庁へ効果的な要望を行うため、要望事項について検討する。 ◇再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT・FIP制度）への対応 平成24年8月に連合会が「自主行動規範」を策定し、木質バイオマス証明の認定団体となり、連合会の会員を中心に多くの事業者認定を行っており、令和7年度も引き続き認定を行う。また、資源エネルギー庁	7月下旬 7月下旬 11月 通年 7月 通年	全国 東京 東京 リモート	4人 16人 9人 30人	会員及び木材リサイクル企業、関係市町村の再利一ボニラ心民間企業	約450人 約230人 約240人	1,653

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
---------------------	------	----	----	-----------	-------------

広域振興事業 物産の販路開拓事業 和歌山県に関する コンサル事業	実施の計画等ありません				0

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			5,243,000
正会員受取会費	4,235,000		
賛助会員受取会費	1,008,000		
受取入会金	0		
2 受取寄附金			4,000,000
受取寄附金	4,000,000		
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			100,000
事業収益	100,000		
その他事業収益			
5 その他の収益			79,200,000
能登災害木くず処理代	79,200,000		
経常収益計			88,543,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			4,639,500
役員報酬	2,484,000		
給与手当	1,350,000		
通勤手当	175,500		
法定福利費	630,000		
(2) その他経費			83,410,500
旅費交通費	181,800		
地代家賃	1,031,400		
会議費	224,000		
調査費	390,000		
諸会費	0		
研修費	40,000		
業務委託費	0		
広告宣伝費	223,000		
印刷費	366,000		
報償費	100,000		
HP管理費	345,000		
能登災害木くず処理費	79,200,000		
災害援助費	0		
慶弔費	20,000		
消耗品費	90,000		
通信費	420,300		
備品費	540,000		
雑費	90,000		
租税公課費	24,000		
支払手数料	125,000		
事業費計			88,050,000
2 管理費			
(1) 人件費			515,500
役員報酬	276,000		
給与手当	150,000		
通勤手当	19,500		
法定福利費	70,000		
(2) その他経費			434,500
旅費交通費	70,200		
地代家賃	114,600		
会議費	96,000		
消耗品費	10,000		
印刷費	24,000		
通信費	46,700		
備品費	60,000		
支払手数料	3,000		
雑費	10,000		
管理費計			950,000
経常費用計			89,000,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			-457,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			-457,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			15,877,151
次期繰越正味財産額③－④+⑤			15,420,151

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		5,171,000
	正会員受取会費	4,235,000	
	賛助会員受取会費	936,000	
	受取入会金	0	
2	受取寄附金		4,000,000
	受取寄附金	4,000,000	
3	受取助成金等		0
	受取補助金		
4	事業収益		100,000
	事業収益	100,000	
	その他事業収益		
5	その他の収益		0
経 常 収 益 計			9,271,000
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	（1）人件費		4,639,500
	役員報酬	2,484,000	
	給与手当	1,350,000	
	通勤手当	175,500	
	法定福利費	630,000	
	（2）その他経費		3,548,500
	旅費交通費	181,800	
	地代家賃	1,031,400	
	会議費	224,000	
	調査費	390,000	
	諸会費	0	
	研修費	40,000	
	業務委託費	0	
	広告宣伝費	223,000	
	印刷費	366,000	
	報償費	100,000	
	HP管理費	345,000	
	慶弔費	20,000	
	消耗品費	90,000	
	通信費	420,300	
	備品費	0	
	雑費	90,000	
	租税公課費	0	
	支払手数料	27,000	
事業費計			8,188,000
2	管理費		
	（1）人件費		515,500
	役員報酬	276,000	
	給与手当	150,000	
	通勤手当	19,500	
	法定福利費	70,000	
	（2）その他経費		374,500
	旅費交通費	70,200	
	地代家賃	114,600	
	会議費	96,000	
	消耗品費	10,000	
	印刷費	24,000	
	通信費	46,700	
	備品費	0	
	支払手数料	3,000	
	雑費	10,000	
管理費計			890,000
経 常 費 用 計			9,078,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			193,000
【C】 経 常 外 収 益			
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			193,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		
	前期繰越正味財産額・・・⑤		15,877,151
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			16,070,151